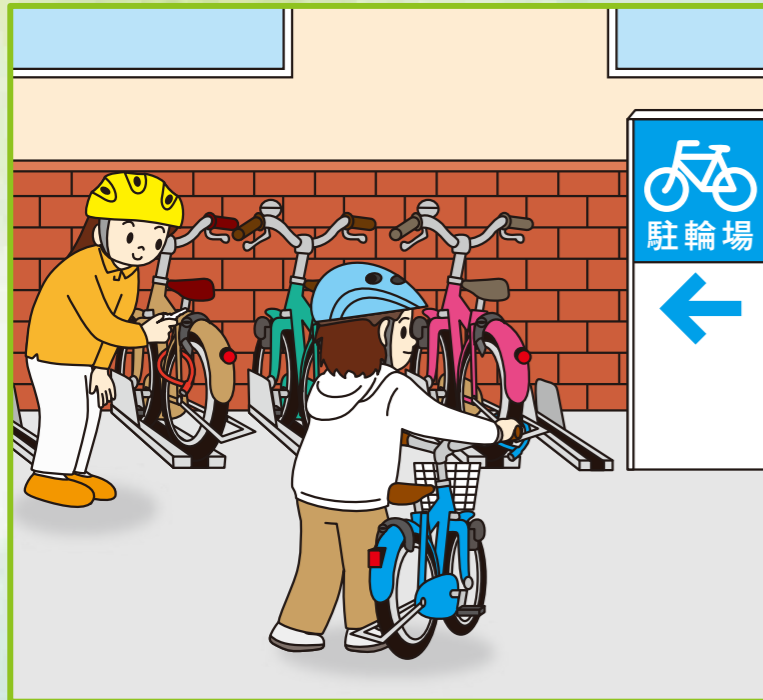


自転車をとめるときの約束



◆ 駅やお店、公園などに自転車で行くときは、必ず公共の駐輪場や、お店などの駐輪場にとめましょう。

◆ 道路上に自転車をとめてはいけません。道路はみんなが通る場所です。きちんと駐輪場にとめましょう。

◆ 自転車から離れるときは、必ずカギをかけましょう。駐輪場や住宅から多くの自転車が盗まれています。そのほとんどがカギをかけていない自転車です。

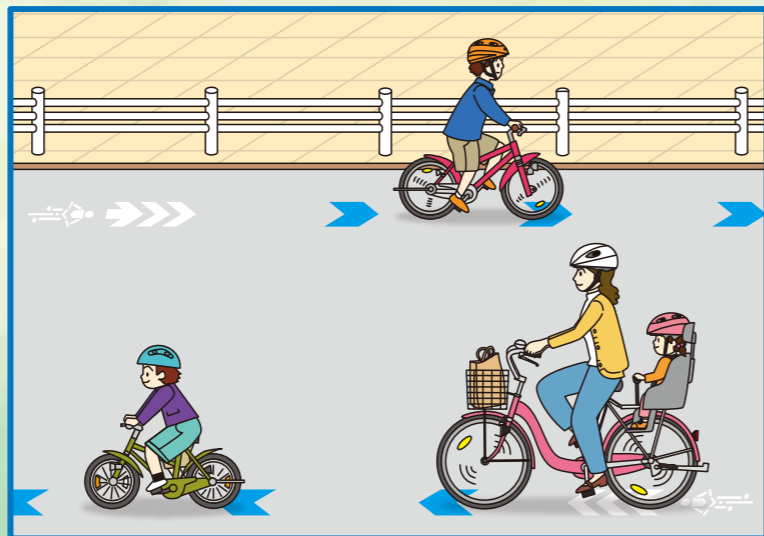
保護者の方へ

自転車に乗るときは、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう

令和5年4月1日から、すべての自転車利用者、乗用ヘルメット着用が努力義務になりました。

(道路交通法第63条の11)

自転車事故で亡くなる人は、頭部損傷になることが最も多くなっています。

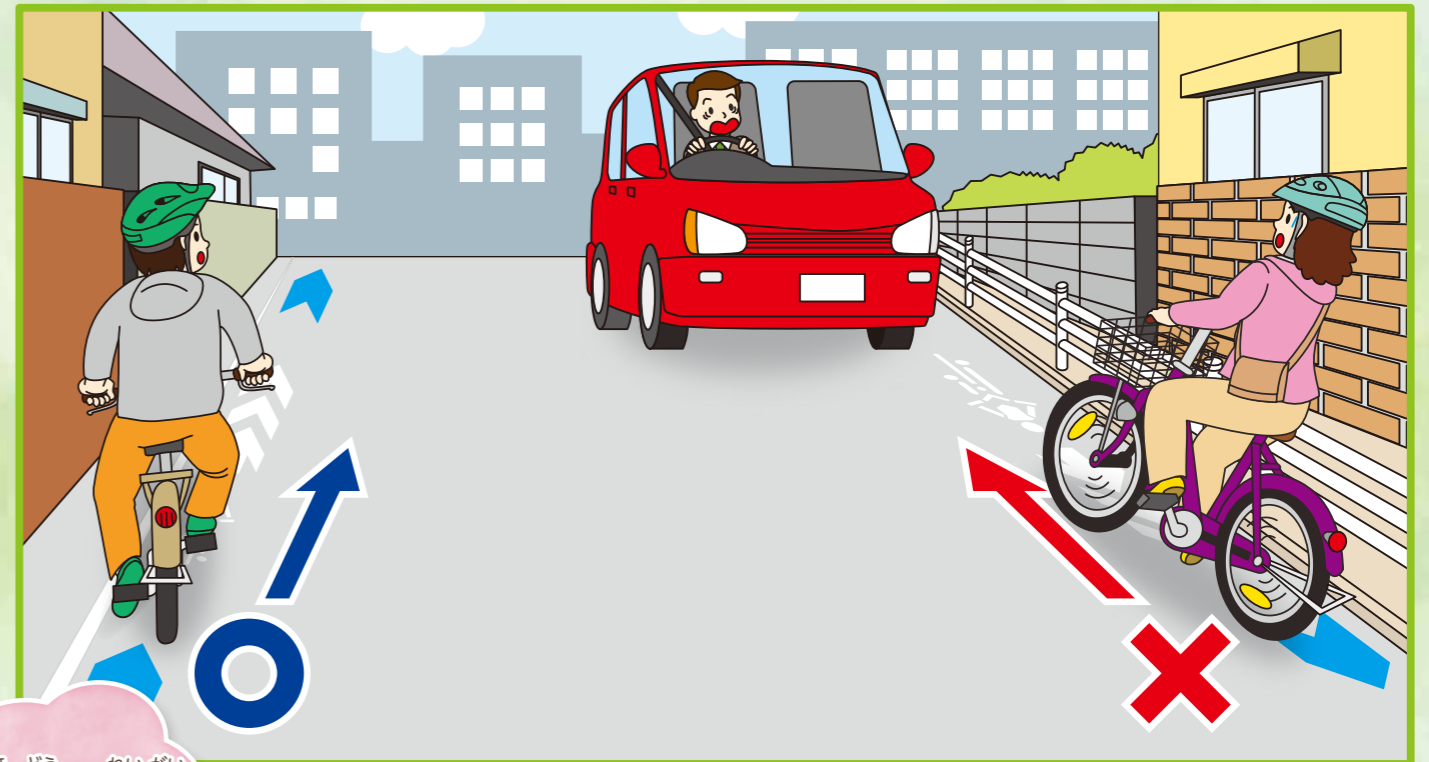


交通安全だより

令和6年4月 春号(小学4・5・6年生向け) 大田区・大田区教育委員会

自転車は車道が原則です

◆ 左側を走りましょう ◆ 右側通行は禁止



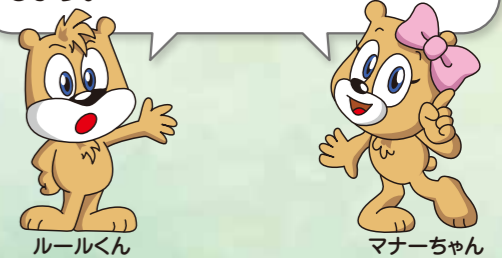
歩道は例外

自転車が歩道を走ることができるのは次の3つ

- 自転車が走れる標識などがあるとき
- 子ども(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、からだの不自由な人が自転車で走るとき
- 工事をしているとき、車道が混雑していて、危険なとき



歩道は歩く人のための道です。歩く人のじゃまをしないで、自転車は、車道に近いところをゆっくり走りましょう。



【自転車は車の仲間です】 道路交通法では「軽車両」に位置付けられています。

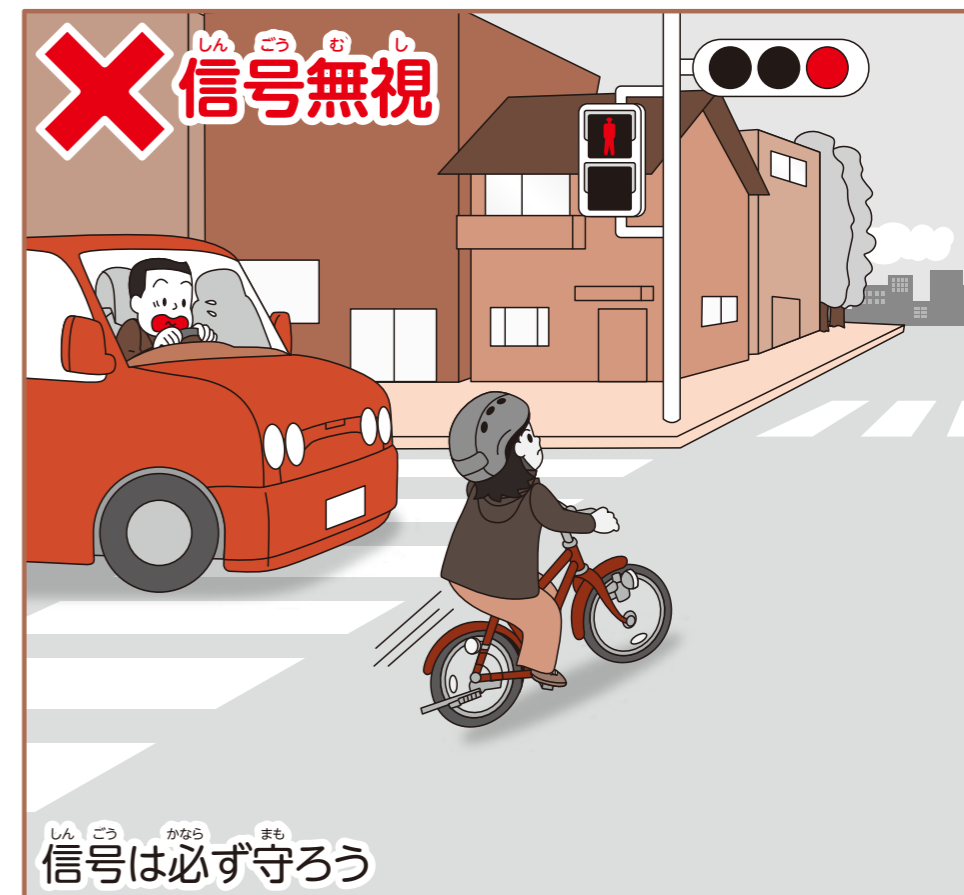
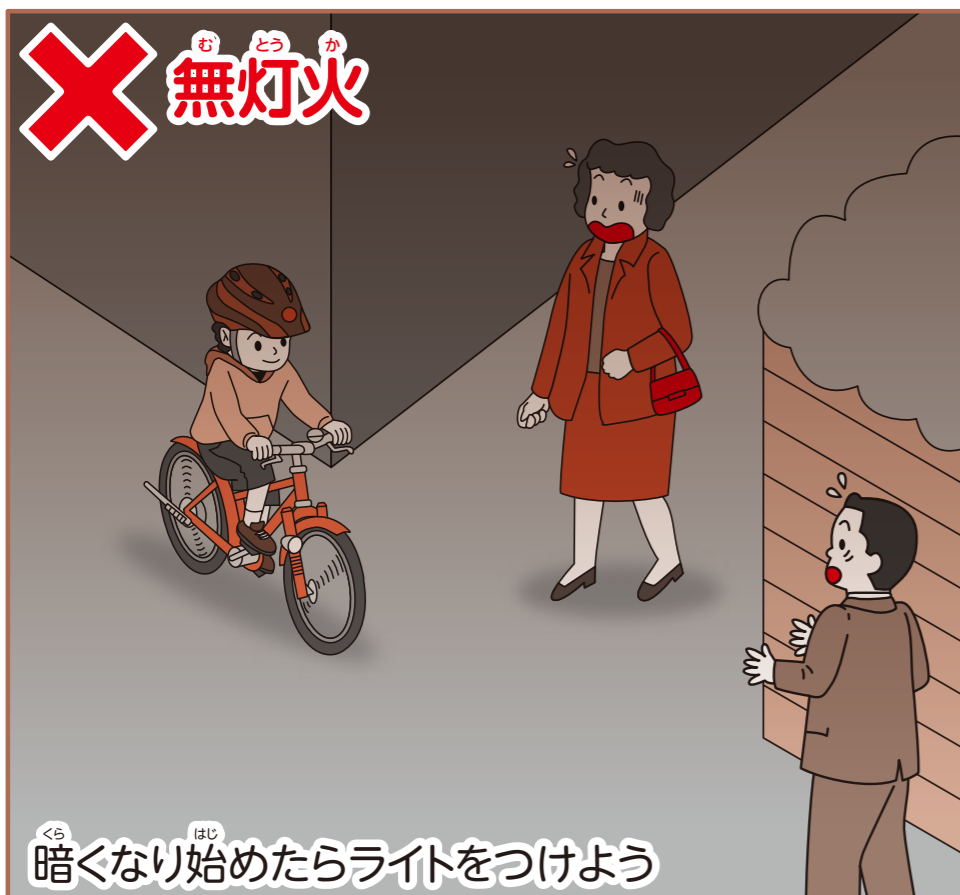
ご意見・ご要望をお寄せください

大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎5744-1315 E-mail:toshikan@city.ota.tokyo.jp
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/kotsuanzen/torikumi/index.html>



交通安全の取組みに関する詳細はこちら



自転車に乗るときは、みんなも運転手。ヘルメットをかぶって、いつでも安全運転をしましょう。